

# 琉球処分をめぐる日清交渉と仲裁裁判制度

箱田 恵子

## はじめに

明治政府の琉球処分により日清間で生じた紛争は、グラント (Ulysses S. Grant) 元米国大統領の周旋を経て、いわゆる分島改約 (分島増約) 条約<sup>1)</sup>の締結により決着が図られるかに見えた。だが、清朝側が条約調印を回避したことで、琉球問題と条約改定は日清間の懸案として残されることになった。この琉球処分から分島改約条約が不成立に終わるまでの日清交渉は、琉球問題だけでなく、日本の条約改正やアメリカと東アジアの国際関係など重要な問題に関わり、これまでも様々な観点から議論されてきた<sup>2)</sup>。

だが、従来の研究では、日本側から「分島 (琉球南部2島の割譲=琉球の二分割案)」と「改約」をセットとする要求を提示された李鴻章が、グラントの提案は琉球の三分割案だったと反論した際、グラントの提案を「私に公評を擬した」ものだと表現したこと<sup>3)</sup>に対し、全く注意が払われていない。李鴻章のいう「公評」とは、筆者が前稿で詳しく論じたように仲裁裁判 (arbitration) を指す<sup>4)</sup>ので、「私擬公評」とは「(グラントが) 私的に仲裁裁判の

---

史料の略称

『所属問題』：宝玲叢刊第2集・琉球所属問題関係資料第8巻『琉球所属問題』

『李全集』 訳署／朋僚／奏稿：『李文忠公全集』 訳署函稿／朋僚函稿／奏稿

ADPP：American Diplomatic and Public Papers: The United States and China

- 1) 日本側が清朝側の疑念を和らげるため、日清修好条規の改定ではなく条項の追加、すなわち「増約」だと説明したことから、「分島増約」の表現が使われることもある。ただし、日本側の要求は日清修好条規の性質を大きく変えるものであり、清朝側も「改約」要求と看做していた。このため、本稿では基本的に「改約」とするが、引用部分など文脈に応じて「増約」等の表現も用いる。
- 2) 関連の研究は枚挙に暇ないが、琉球帰属問題と「分島改約」交渉の詳細について、西里喜行『清末中琉日関係史の研究』京都大学学術出版会、2005年、波平恒男『近代東アジア史のなかの琉球併合—中華世界秩序から植民地帝国日本へ—』岩波書店、2014年など、条約改定の観点から言及するものとして、我部政男「条約改正と沖縄問題—井上外交の日清交渉を中心に—」『史潮』107号、1969年、津田多賀子「日清条約改正の断念と日清戦争」『歴史学研究』652号、1993年、五百旗頭薫『条約改正史—法権回復への展望とナショナリズム—』有斐閣、2010年など、グラントの役割について、三国谷宏「琉球帰属に関するグラントの調停」『東方学報 (京都)』第10冊第3分、1935年、ティネッロ・マルコ『世界史からみた「琉球処分」』榕樹書林、2017年、Michael H. Hunt, *The Making of a Special Relationship: The United States and China to 1914*, New York: Columbia University Press, 1983などを参照。
- 3) 『李全集』 訳署巻10「与日本委員竹添進一筆談節略」光緒6年2月25日 (1880年4月4日)、頁37。
- 4) 箱田恵子「清末中国における仲裁裁判観—1860、70年代を中心に—」『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学篇、17号、2018年。

判決案を起草」したということになる。「私」的な「公評」という言い方自体、我々からすれば奇妙だが、そのような表現を用いてもグラントの提案をわざわざ「公評」とするところに、李鴻章の仲裁裁判観をうかがうことが出来よう。清朝官僚の仲裁裁判に対する認識を検討する上で興味深い事例である。

また、今回の日清間の紛争に対してグラントが実際に行ったことは、周旋 (good office) あるいは仲介・調停 (mediation) と呼ぶべきもの<sup>5)</sup>であったが、後述するように、グラント自身や彼の世界周遊に同行したジャーナリストのヤング (John Russell Young) も、今回の紛争の解決方法として仲裁裁判 (arbitration) に言及していた。そもそもグラントは、仲裁裁判の発展において画期となったアラバマ号事件の仲裁裁判 (1872年) の際のアメリカ大統領であり、ヤングもまた仲裁裁判の普及・発展に意欲的で、のちに駐清公使となった彼が、ベトナムをめぐる清仏間の争いに対し仲裁裁判への付託を働きかけたことが知られている<sup>6)</sup>。そして、国際紛争の解決方法として仲裁裁判に期待する潮流は、近代日本にも早くから影響を与えていた。成立したばかりの明治政府がマリア・ルス号事件 (1872年) をロシア皇帝の仲裁裁判に付託したことはよく知られているが、今回の日清紛争でも、日本側は清朝が仲裁裁判に訴えることを強く警戒していた。

だが、従来の研究では、今回の日清紛争に対する仲裁裁判制度の影響はほとんど論じられていない。清朝側が仲裁裁判付託を要求してくることを警戒した日本側関係者の個別の発言に言及した研究<sup>7)</sup>はあるが、そうした発言と清朝側やグラント周辺の言動とを照らし合わせ、今回の日清紛争全体を通じて仲裁裁判制度の影響を論じた研究は管見の限りない。

その理由として、まず日本語の「仲裁」という語が曖昧で、周旋から仲裁裁判まで幅広い意味で用いられてきたことが考えられる。このため、日本側の文書に見える「仲裁」の語も、グラントの周旋・仲介と同列に見なされ、特別な注意を引かなかったのだろう。

さらに清朝側が用いた「公評」という語に至っては、単純に仲介・調停と同じようなものと解され、全く検討されてこなかった。だが、筆者が前稿で明らかにしたように、清朝官僚が用いた「公評」とは、西洋の仲裁裁判 (arbitration) を念頭に置いたものであり、なおか

5) 前稿でも述べたように、国際紛争に対する第三者の介入方法として「非裁判手続」に属する周旋 (good office) と仲介・調停 (mediation) の差は明確ではなく、これまでの研究でもグラントの役割に対し、斡旋、周旋、仲介、調停などの表現が用いられている。強いて言えば、周旋が紛争当事国の交渉を促すのにとどまるのに対し、仲介・調停は交渉の基礎となる調停案を提示するなど、介入の度合いが比較的強いとされる。

6) 望月直人「国際仲裁と国際世論—1883年、「越南問題」におけるアメリカ外交官の関与とその影響について—」(『史林』101巻2号、2018年)が、清仏紛争におけるヤングの仲裁裁判に対する積極的な姿勢を指摘しているが、ヤングの同様の姿勢・言動は、琉球処分をめぐる日清紛争に関わる中ですで見えている。ヤングの仲裁裁判観を論じるうえで、今回の日清紛争に対するヤングの言動を分析することは不可欠であり、筆者は別稿において検討する予定である。

7) 日本側の仲裁裁判への警戒について、例えば、山下重一『琉球・沖縄史研究序説』(御茶の水書房、1999年)は伊藤博文や宍戸璣の言動に、藤村道生「琉球分島交渉と対アジア政策の転換—明治14年政変の国際的条件」(『歴史学研究』373号、1971年)は、竹添進一郎や井上馨の言動に言及するが、清朝側のいかなる言動がそうした警戒を生んだのかは十分に論じられていない。

つ多くの者はこれを中国的に解釈し、この制度に借りて第三国の外交官らに紛争相手国を非とする意見（「公論」）を表明させ、相手国に国際的圧力を掛けようとしたものであって、周旋や仲介に相当する「調処」「調停」などの用語とは異なるニュアンスがこの語に込められていた<sup>8)</sup>。ゆえに西洋人外交官らも清朝の用いる「公評」を arbitration と解していた<sup>9)</sup>。よって、今回の琉球問題に関連して用いられた「公評」の語についても、単純に「調処」「調停」と同義だとして看過することはできない。アラバマ号事件後、国際紛争の解決方法として期待され、急速に発展しつつあった仲裁裁判という制度が、近代的国際関係への対応を迫られていた日清間の交渉にどのような影響を与えたのか、改めて検討する必要がある。

また、いわゆる「分島改約」交渉については、清朝側の「分島」への認識や議論が詳しく検討されてきた。だが、先に述べたように、李鴻章の「私擬公評」発言は、日本側が「分島改約」をセットとする要求を初めて提示した時のものであり、それ以前は李鴻章もグラントの行動を「調停」と表現していた。その「公評」観とあわせ、李鴻章の「分島改約」への認識・議論とその変化を改めて検討してみたい。

## 第1章 琉球処分と清朝の対応

琉球をめぐる日清間の紛争は、日本が琉球の清朝への朝貢を禁じ、琉球から訴えを受けた清朝がこれに抗議したことに始まる。1877年末に東京に着任した初代駐日公使の何如璋が、日本政府の朝貢阻止に抗議したが、1878年10月に彼が寺島外務卿に宛てた文書に、隣交に背き弱国を欺く不信不義の行為などと日本を非難する過激な表現があり、日本側はこれを「暴言」だとして反発した。何公使の文書問題（いわゆる照会撤回問題）は、日本側が琉球問題に関し清朝側との交渉を拒否する格好の口実となった<sup>10)</sup>。そうした中、1879年4月に琉球の廃藩置県（琉球処分）が断行された。

何如璋は琉球処分を本国に報告するとともに、抗議のため駐日公使である自分の帰国を提案した。だが総理衙門は、日本が宍戸璣・駐清公使の派遣を決めたことから、日本もなお中国に配慮するところがあると見なし、北京と東京でそれぞれ外交交渉を行うとともに、西洋各国の駐日公使と協力して対処し、日本に「公論の在る所」を知らしめれば、あるいは日本も従うかもしれない、と上奏し、4月25日付で裁可された<sup>11)</sup>。

すでに指摘されるように、琉球の滅亡は朝鮮など他の属国に波及しかねず、座視すること

8) ただし、清朝側の用いる「公評」は、仲裁裁判自体よりもそれに借りて紛争相手国を非とする「公論」を形成する点に重点がある。このため、紛争相手国を非難してくれるのであれば、第三者の介入形式が「調処」や「調停」であっても、清朝としては「公評」の目的を達せられる。そうした事例については、前掲拙稿、p. 29を参照。

9) 前掲拙稿、pp. 23-27。

10) 波平前掲書、pp. 292-298など。

11) 『清光緒朝中日交渉史料』巻1「総理各国事務衙門奏日本梗阻琉球入貢情形摺」光緒5年閏3月初5日（1879年4月25日）付、頁30。

はできなかった<sup>12)</sup>。とはいえ、琉球のために武力を行使するのは現実的ではない。そこで、この総理衙門の上奏のように、西洋諸国を利用する様々な策が検討された。なかでも、この上奏と相前後して前駐英公使の郭嵩燾から提案されたものは、日本から琉球処分の口実を奪うため、清朝自ら琉球の朝貢を免除すること、国際法に基づいて各国と共同で琉球を保護するというものだった<sup>13)</sup>。

郭の提案について総理衙門から意見を求められた直隸総督兼北洋大臣の李鴻章は、4月26日付の書簡で、各国との共同保護が成立する可能性を疑問視しながらも、いまは他に方法がないとし、朝貢免除についてはやむを得ないと答えた<sup>14)</sup>。だが、5月6日付の総理衙門への返書では、おそらく総理衙門から「公評」が提案されたからであろう<sup>15)</sup>、「各国を招いて公評させるのは、もちろん一定の方法ではあります」としつつも、西洋の公使らがそれに乗じて清朝に要求をしてくる恐れがあることを指摘している<sup>16)</sup>。台湾出兵事件の際にイギリスのウェード公使に「公評」を相談したところ、ウェードがそれに乗じて清朝に様々な要求を行ってきたこと<sup>17)</sup>は記憶に新しく、西洋公使への不信感から、この時点で李鴻章は「公評」には消極的だった。

また李鴻章は、日ごろから西洋公使らは西洋に学んで自強を図っている日本を是とし、虚名を求めて小国に朝貢を命じる中国を非としているとも述べ、西洋の協力を得るには朝貢免除の必要があることを指摘している<sup>18)</sup>。こうした意見を受けてであろう、総理衙門が5月10日に宍戸公使に宛てた文書<sup>19)</sup>では、清朝は琉球からの朝貢を重視していないとする一方、琉球の日清両属を認める清朝だけでなく、琉球と条約を締結した各国も、琉球を「自ら一国を為す」と看做しており、その琉球を滅ぼした日本の行動は、清朝および各国を蔑視するもので、「各国の公論とも未だ合わず」と非難している。同時に、日清修好条規第一条の「所属邦土の不可侵」にも反するという論法も展開されており、琉球は清朝の属国であるとしつつ、清朝は琉球を「自ら一国を為す」国と看做しており、この点で西洋各国の認識と同じだという論理であった。

以上のように、清朝側の対応は、琉球廃滅という事態を受け、朝貢阻止への抗議から一転、

12) 岡本隆司『中国の誕生—東アジアの近代外交と国家形成—』名古屋大学出版会、2017年、pp. 88-91。

13) 『李全集』訳署巻8「論日本廢琉球」光緒5年閏3月初6日(1879年4月26日)、頁25~26、『養知書屋文集』巻11「致李傅相」、頁22~26。

14) 『李全集』訳署巻8「論日本廢琉球」、頁25~26。

15) 総理衙門からの書簡が確認できない以上、推測の域を出ないが、前稿で論じたように、1870年代半ば以降、総理衙門が対外問題への対応策として「公評」に言及するのは珍しいことではなく、また当時の清朝では、対外問題が生じた際、常に「公評」の検討を求める声が起こっていた。

16) 『李全集』訳署巻8「論争琉球宜固台防」光緒5年閏3月16日(1879年5月6日)、頁27。

17) 前掲拙稿、p. 25。

18) 前注16史料、頁27。

19) 『日本外交文書』12巻「我琉球廢藩置県ニツイテ清国総理衙門ヨリノ申出移牒ノ件」附属書1「総理衙門申出書」明治12年5月10日、pp. 178-179。

西洋の理解を得るために朝貢には固執せず、清朝と琉球との関係を西洋国際関係と整合的に説明し、公論（国際世論）に名を借りて日本に抗議するものとなった<sup>20)</sup>。

だが、日本側は琉球処分を内政とみなし、さらに何公使の文書問題を口実に、琉球問題に関する清朝との交渉を認めなかった<sup>21)</sup>。

こうした状況のなか、グラントが中国を訪れた。李鴻章は、グラントの来華予定を総理衙門に知らせる書簡（5月11日付）の中で、この機に総理衙門がグラントと接触して関係を作れば、「あるいは他日に日琉の近事を公評する一助と為らん」と述べており<sup>22)</sup>、清朝に友好的でヨーロッパ列強とは一線を画すアメリカへの期待から、李鴻章も「公評」に前向きになったことが分かる<sup>23)</sup>。

だが、李鴻章側の史料では、清朝がグラントに要請し承諾を得たのは「調処」あるいは「調停」となっており、「公評」を求めたとは記されていない<sup>24)</sup>。ヤングが恭親王や李鴻章とグラントとの会談内容をまとめ、ニューヨーク・ヘラルドに寄せた記事でも、清朝側がグラントの「good office」や「mediation」を求め、グラントもこれを承諾した、という書き方をしている<sup>25)</sup>。

そして、周知の通り、日本到着後のグラントの行動は周旋あるいは仲介と呼ぶべきものだった。グラントは、8月10日に明治天皇と会談した際、日清の和平のために双方が譲歩するよう助言し、琉球処分で台湾への脅威と太平洋への通路を絶たれることを憂慮している清朝に配慮し、琉球南部の清朝への割譲を示唆した<sup>26)</sup>。清朝に対しては、8月13日付<sup>27)</sup>で恭親王

20) もっとも、朝貢を争わないのは、あくまで西洋の協力を得るための便宜的措置にすぎず、当時の清朝のいう「自ら一国を為す」も直ちに独立国を指すものではなかった。琉球処分と清朝の属国に対する姿勢の変化については、岡本前掲書、pp. 88-96, 109-114を参照。

21) 『日本外交文書』12巻、寺島外務卿ヨリ清国公使宛「琉球ハ内政ノ都合ニヨリ廢藩置県ニ及ビタル旨回答ノ件」明治12年5月27日、p. 180。

22) 『李全集』訳署巻8「議接待美国前総統」光緒5年閏3月21日（1879年5月11日）、頁36。なお、この時期に李鴻章と会談した竹添進一郎は、清朝が対抗手段として仲裁裁判を選択する可能性を指摘している（『所属問題』第1「竹添領事ヨリ大隈伊藤參議宛李鴻章ノ我琉球処分ニ対スル感想并ニ措置ニ関スル件」明治12年5月17日、pp. 255-256）。この点は藤村前掲論文（pp. 6-7）も言及しているが、清朝側の「公評」議論には全く言及していない。

23) 米清天津条約（1858年）には相互援助規定があり、また台湾出兵事件の際にアメリカ駐天津副領事ベシックが仲裁裁判付託を含めた助言を李鴻章に与えていた。前掲拙稿、pp. 5-6, 28-30を参照。

24) 『李全集』訳署巻8「議請美国前総統調処琉球事」光緒5年4月24日（1879年6月13日）、頁40、「与美国格前総統晤談節略」光緒5年4月23日、頁41-43など。

25) *New York Herald*, Aug.15, 1879, "Around the World: The Prince Asks Grant to Mediate with Japan.,"; Aug. 16, 1879, "Around the World: General Grant's Mediation Between China and Japan." なお、ヤングの他の記事には「arbitration」に言及したものがあるが、彼の仲裁裁判への認識・態度については先述の通り別稿で詳しく論じる予定であり、ここではこれ以上は論じない。

26) *The Papers of Ulysses S. Grant*, Vol. 29, p. 203, 『グラント将軍御対話筆記』（宝玲叢刊第2集、琉球所属問題関係資料第3巻）「御対話筆記」、pp. 6-9。

27) この書簡に言及した当時の史料の中には、別の日付とするものもあるが、*The Papers of Ulysses S. Grant* など8月13日付とするものが多い。

に書簡を送り、日清双方から代表を出して直接交渉するよう提案するとともに、交渉開始の妨げとなっている何公使の文書の撤回を助言した<sup>28)</sup>。

グラントの書簡を9月上旬に受け取った総理衙門<sup>29)</sup>は、井上馨外務卿宛<sup>30)</sup>に9月20日付で文書を発し、グラントの「調処」を根拠に、その助言に従い日清両国が代表を出して琉球問題について交渉することを提案した。ただし、何公使の文書撤回には触れなかった<sup>31)</sup>。これに対し日本側も、清朝が大員を派遣してくるなら友好関係維持のための交渉には応じるとした<sup>32)</sup>が、何公使の文書撤回や、会議の開催地をどこにし、どちらが使者を派遣するかで両者の意見は対立し、なかなか交渉開始には至らなかった。結局、何公使の文書問題は、総理衙門がこれまでの日清間のやり取り（何公使の件の文書も含む）をすべて一旦棚上げすることを提案して<sup>33)</sup>とりあえずの調整がなされた。また、日本側でもこの機会を利用して日清修好条規の改定を要求する「分島改約」の方針を定めたことから、清朝との交渉に前向きとなり、1880年3月、まずは李鴻章の意向を探るため、竹添進一郎が中国に派遣され、冒頭で述べたように李鴻章に「分島改約」の方針が伝えられることになった。

以上のように、グラントの周旋により、日清両国が外交交渉に同意し、さらに日本側が交渉の基礎として「分島改約」を清朝側に示すにいたった。両国の交渉開始を促進したという意味ではグラントの行動は「周旋」にあたり、またグラントが交渉の基礎となった琉球南部の割譲を示唆した点を見れば「仲介」と呼ぶこともできる。だが、以上の経緯からは「公評」・仲裁裁判との関わりは見えてこない。では、総理衙門や李鴻章はグラントに「公評」の希望を伝えなかったのだろうか。また、グラントによる「公評」を完全に放棄していたのだろうか。章を改めて検討したい。

## 第2章 グラントの周旋と仲裁裁判制度

清朝側の「公評」への姿勢を検討するうえで興味深いのは、1879年8月22日付の総理衙門から寺島外務卿への文書である。これは、歴史的に琉球は日本領だったとする寺島からの文

28) "General Grant to Prince Kung and Iwakura Tomomi", *The Papers of Ulysses S. Grant*, Vol. 29, pp. 213-214. 漢訳は『李全集』訳署巻9「訳美前総統来函」光緒5年7月21日(1879年9月7日)到, 頁39~40, 和訳は『所属問題』第1「グラント將軍ヨリ清国政府へ呈シタル書」, pp. 468-473を参照。

29) グラントの書簡は、アメリカ駐天津領事デニーから李鴻章に届けられ、9月8日付の李鴻章の書簡とともに総理衙門に送られた。『李全集』訳署巻9「訳送美前総統来函」光緒5年7月22日(1879年9月8日), 頁38~39, 「訳美前総統来函」, 頁39~40。

30) 1879年9月10日に寺島宗則に代わって井上馨が外務卿に就任した。

31) 『日本外交文書』12巻, 清国総理各国事務王大臣ヨリ外務卿宛「琉球案会商ニ関スル件」明治12年9月20日, pp. 187-188。

32) 同書, 同巻, 井上外務卿ヨリ清国総理各国事務王大臣宛「琉球案件会商ニ関スル申出ニ対シ回答ノ件」明治12年10月22日, pp. 200-201。

33) 「明治12年12月17日支那政府ヨリ我政府ニ宛タル照会」, アジア歴史資料センターRef. B030411454000。ただし総理衙門の文書の日付は光緒5年11月初2日(1879年12月14日)。

書に反論したもので、総理衙門はそれまでと同様、琉球の日清両属の歴史や琉球と各国との条約締結を根拠に、清朝も各国も「自ら一国を為す」と認める琉球を日本が滅ぼしたことを非難するとともに、最後に次のような一文をもって日本を牽制した。すなわち「方今四海一家、公法具に在り、必ず事理に明白の人出でて公道を主持するあらん」という一文である<sup>34)</sup>。今、各国は（国際社会という）家族の一員のようにであり、国際法も整備されている、必ずや道理を理解する人が正義を擁護するにちがいない、という意味である。以前の総理衙門の文書（たとえば5月10日付）の「各国の公論に未だ合わず」という表現に代え、「事理に明白な人」云々の表現がなされたのは、グラントの存在を意識しているからだろう。さらに「公道を主持する」は国際法に基づいた正義の判断を想起させるもので、総理衙門はグラントのような人物による公正な判断、すなわち「公評」による是非の判断を匂わせて牽制しようとしたのだろう。

実際、この文書を受け取った日本側では、内務卿の伊藤博文が内務大書記官の井上毅に対し、「必ス仲裁ニ導カント欲スルノ真意タル処不容疑ニ候由、是考フレハ仲裁論ヲ破ルノ手段、此節ノ回函ニ於テ尤必用之点ニ可有之候」と述べて警戒している<sup>35)</sup>。

また、アメリカ駐清公使のスーワード（George F. Seward）は、総理衙門の文書のこの部分を評して、総理衙門が「第三国の仲介（mediation）あるいは係争中の問題の仲裁裁判（arbitration）への付託を厭うものではないことを表して」と述べている<sup>36)</sup>。

このように当時の関係者も、「事理に明白な人」云々の表現を清朝の仲裁裁判付託の意向を示すものと解していた。

では、当のグラントは清朝の意向をどのように認識していたのだろうか。吉田清成駐米公使がグラントから受け取った書簡によれば、グラントは中国滞在中に恭親王から琉球問題をその「裁断ニ任セ処分致度」と要請されたが、日本がそれに同意するか不明であり、また遊歴中で時日を惜しみ、断ったとしている<sup>37)</sup>。日本の同意が必要という説明からも、グラントは恭親王の要請を紛争当事者双方の付託合意によって行われる仲裁裁判の要請と認識したものと考えられる。また、この吉田の報告を踏まえたものと思われるが、伊藤博文はイギリス駐日公使代理ケネディ（J. G. Kennedy）に次のように発言している。すなわち、清朝がグラントに琉球問題の仲裁裁判（arbitration）を要請し、グラントはそれを断ったものの周旋

34) 『日本外交文書』12巻、清国総理各国事務王大臣ヨリ清国駐劄穴戸公使宛「琉球所属ヲ論ジ我廢藩置県ニ抗議申出ノ件」明治12年8月22日、pp. 186-187。

35) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料編第5（国学院大学図書館、1975年）、伊藤博文より井上毅宛書簡、明治12年9月14日、p. 15。琉球問題について多くの対清外交文書を起草し、重要な役割を果たしていた井上毅について論じた山下前掲書（p. 199）も、この伊藤の発言に言及するが、総理衙門の文書のどのような表現が伊藤のこうした警戒を促したのか、明記していない。

36) ADPP, II, Vol. 8, Seward to Evarts, No. 533, Dec. 15, 1879.

37) 『所属問題』第1「グラント將軍ヨリ吉田駐米公使宛（琉球問題ニ対スル「グラント」將軍ノ意向）」明治12年12月5日、pp. 479-480。

(good office) を約束したというのが事の真相だ、と<sup>38)</sup>。

以上のように、グラントの説明によれば、清朝から仲裁裁判の要請があり、グラントがそれを断ったようである。少なくとも日本側はそのように理解していた。

一方、グラントに随行していたヤングは、グラントの方から恭親王に紛争解決手段として仲裁裁判の制度を紹介したとする記事を、繰り返し新聞に寄せていた<sup>39)</sup>。グラントとヤング、どちらの説明が正しいのだろうか。清朝の過去の対応やグラント来訪直前のやり取りからすれば、総理衙門や李鴻章の方からグラントに「公評」を提起した可能性は高い。また、グラントと仲裁裁判との関わりを考えれば、彼が仲裁裁判の制度自体を評価する言動を取っていたとしてもおかしくはない。ただ、現実問題として、日本の合意が必要な仲裁裁判の実施は難しかっただろう。よって、グラントは清朝側から「公評」を要請されたものの、代わりに周旋を約束した、というのが実際だったのではないだろうか。

では、清朝側の認識はどうだったのか。1879年9月7日付で裁可された総理衙門の上奏に、次のような表現がある。原語を残すため、訓読で示す。

臣等、即ち此の事（琉球問題）の始末を詳細に之（グラント）に告げ、並びに言えらく、琉球は久しく中国に属し、日本は故無く之を廢す。人の国を滅し人の祀を滅ぼす、殊に情理之外に出ると。伊（グラント）に託すに彼（日本）に到らば代わりに此の理を評し、以て公道を持されんと。格蘭忒（グラント）法を設けて調処を為さんことを允す<sup>40)</sup>。

総理衙門はグラントに対し、琉球を滅ぼすという「情理」を外れた日本の措置を清朝に代わって非難し、「公道」（正義）を堅持することを求めていたのである。このように第三者に紛争相手国の非を明らかにしてもらうこと、それは総理衙門にとって「公評」にほかならない。そして、アメリカ人であるグラントがこの要請を「arbitration」の要請と理解したとしても、これまた不思議ではない。この史料からも、総理衙門がグラントに「公評」（仲裁裁判）を求め、グラントが代わりに周旋（「調処」）を約束したというのが実際であったと推察される。

以上より、総理衙門がグラントに求めていたことは「公評」であったことが分かる。そして、グラントに拒否され、その役割に「調処」「調停」の語を用いながらも、依然としてグラントのような人物による「公評」を総理衙門はあきらめていなかった。先の8月22日付の文書に見える「事理に明白な人出でて公道を主持せん」という一文こそ、そうした意向の表れにほかならない。

38) Mr. Kennedy to the Marquis of Salisbury, No.36, confidential, Feb. 26, 1880, FO46/256.

39) *New York Herald*, Aug.15, 1879, "Around the World: The Prince Asks Grant to Mediate with Japan", *Times*, Dec. 17, 1879, "The Loochoo Question", *New York Times*, Jan. 2, 1880, "The Loochoo Islands Difficulty". なお、前注38のグラントと仲裁裁判に関する伊藤の発言は、ヤングがタイムズに寄稿した記事を受けてのものである。

40) 『清光緒朝中日交渉史料』巻1「総理各国事務衙門奏美統領調処琉球事摺」光緒5年7月21日（1879年9月7日）付、頁33。なお下線は引用者による。また引用文中の（ ）内は引用者による補足・原語の提示などである。以下同じ。

李鴻章もまたグラントに対して同様の期待を寄せていた。李鴻章が天津でのグラントとの会談内容を報告した中に、次のようなくだりがある。すなわち、「調停」を承諾したグラントに対し、李鴻章は、琉球廃滅が薩摩人の意によるものであり、国主のミカドは薩摩人に掣肘されていること、東京などでも琉球廃滅に否定的な輿論があることを告げ、「もし貴首領（グラント）が日本に至り努めて公論を堅持してくださるなら、ミカドは首領の名声を信頼し重んじて、薩摩人を服従させることができるでしょう」と述べた、というものである<sup>41)</sup>。この会談の当該部分について、ヤングの記事は、「もし外国勢力が、この派閥の願望に反対するミカドを力づけたなら、その影響力は消え去り、琉球は復活するだろうと彼（李鴻章）自身は確信していた」としており<sup>42)</sup>、李側の記録とややニュアンスは異なっている。だが、いずれにせよ、李鴻章は外国が琉球廃滅の非を唱えることを期待しており、それによって日本に琉球処分の見直しを迫り、琉球の復活に道を開こうとしていたこと、そしてそれをグラントに伝えていたことが分かる。とくに漢文史料の方からは、グラントという国際的に声望のある人物が琉球処分の非を明言し、それが「公論」であると示すことを李鴻章が望んでいたことがうかがわれる。正式な裁判の形は取らずとも、グラントのような人物によって是非曲直が明言されることに重点があり、それはまさに「私的」な「公評」への期待といえよう。

だが、日本訪問後のグラントは、日本の琉球処分に理解を示し、日清双方の主張については是非の判断を示すことはなかった。双方に譲歩して平和的な外交交渉による問題解決を周旋し、譲歩案も示唆したその対応は、グラント自身とすれば、日清に対し公平公正なもので、正義と平和を求めた行動だっただろう（分断される琉球への配慮はないが）。一方、総理衙門や李鴻章にとって「公道」「公論」とは、琉球処分を否定し琉球を復活させることにほかならず、グラントへの期待は裏切られたわけである。実際、李鴻章は駐英公使の曾紀澤に宛てた書簡の中で、日本の合意を必要とする「公評」（仲裁裁判）は難しく、恭親王と自分はグラントに「調停」を要請したが、グラントは日清互いに琉球問題で不和になってはならないと勧めるだけで、曲直を明断することもしなかった、と述べている<sup>43)</sup>。ここからも李鴻章が正式な仲裁裁判の「公断」と「調停」を区別しつつ、依然としてグラントに曲直の明断を期待していたこと、そしてそれが叶わなかったことが分かる。

先述したように、李鴻章は1879年9月上旬に日清の直接交渉を勧めるグラントの書簡を受け取ったが、何公使の文書撤回や清朝から日本への使者派遣に反対し、日清間の交渉は始まらなかった。アメリカ駐天津領事のデニー（Owen W. Denny）は、清朝から日本に使者を派遣するとなれば、李鴻章が使者に任じられる可能性が高く、責任を逃れたい李鴻章が遷延策を弄していると見なした<sup>44)</sup>。そういう側面もあっただろうが、そもそもグラントによる是

41) 『李全集』訳署巻8「与美国格前總統晤談節略」光緒5年4月23日（1879年6月12日）、頁42。

42) *New York Herald*, Aug. 16, 1879, "Around the World: A Noteworthy Interview".

43) 『李全集』朋僚巻19「復曾劄剛星使」光緒5年9月初5日（1879年10月19日）、頁1～2。

44) 『所屬問題』第1「吉田駐米代理公使ヨリ井上外務卿宛」明治13年1月8日附屬「米國駐天津領事ヨリ「グラント」將軍宛（駐天津米國領事李鴻章ト対話記事抜粋）」、pp. 481～482。

非曲直の明言に頼る以外に対応策の無い李鴻章としては、日本と交渉を始めても成果は期待できない。まして、そのような交渉のために何公使の文書撤回や清朝からの使者派遣まで譲歩することはできない。他の属国への影響を考えれば、日本こそ琉球の宗主国である清朝へ使者を派遣してくるべきだという主張を続け、属国に対する清朝の立場を堅持することに意味があったらう<sup>45)</sup>。

こうして、グラントの周旋にも関わらず、日清間の交渉はなかなか始まらず、たびたび日清の軍事衝突が噂された<sup>46)</sup>。この状況を変えたのが日本の「分島改約」方針であった。

ところで、この琉球問題について、グラントが日清に仲裁裁判を提案することは全くなかったのかというと、実はそうではなかった。先の1879年8月13日付の書簡でグラントは、日清両国の直接交渉を強く勧めつつも、もし交渉によっても両国の意見が合わなかった場合、仲裁裁判に付託することを提言していたのである。さらに外国の干渉を防ぐため、仲裁人には日清に駐在する外国公使を選ぶべきではないことも助言していた<sup>47)</sup>。つとに指摘されているように、グラントはヨーロッパ、とくにイギリス公使の日清への影響を警戒しており、アメリカの日清への影響力を強めようとしていた<sup>48)</sup>。外国公使を仲裁人に選ぶべきではないとの助言は、グラント自身に仲裁を求めるよう暗に示しているとも解釈できる。実際、後にこの文書が問題となった時、日本側の関係者はみな「グラントによる仲裁」を想定した。この点については後述する。

一方、清朝側がグラントの書簡のこの部分に注目し、これを根拠に「公評」を求めようとした形跡はみられない。総理衙門や李鴻章の求める「公評」は、グラントによる琉球処分の否定であり、グラントにその意思がないことが明白な以上、仲裁裁判に拘る意味は無かったのかもしれない。さらに、スーワード公使による助言の影響が考えられる。スーワードは総理衙門に対し、台湾出兵事件後の日清協定は琉球が日本領であると清朝が認めたに等しいもので、今回の問題を仲裁裁判に付託した場合、清朝側が不利であり、仲裁裁判ではなく仲介(mediation)をアメリカ政府に要請するよう、部下を通じて助言していた<sup>49)</sup>。ほかならぬアメリカの外交官に不利だと言われては、清朝側も改めて「公評」(仲裁裁判)は無理だと考

45) 周知の通り、琉球処分の衝撃を受けた清朝では、より重要な属国である朝鮮について、各国と条約関係を結ばせるという対応をすでに始めており、その点でも大きな譲歩をして琉球問題を無理に解決せねばならない緊急性はなかったらう。

46) たとえば『所属問題』第1「富田駐英代理公使ヨリ井上外務卿宛(琉球問題ニテ日清間不穩ノ風説伝ハリシ件)、明治12年10月31日、p. 410、『申報』「中東要信」光緒5年9月23日(1879年11月6日)など。

47) 前注28史料。

48) 三国谷前掲論文、pp. 38-41、ティネッロ・マルコ前掲書、pp. 289-291、Hunt, op.cit., pp. 121-122。なおティネッロ・マルコは、ヨーロッパ列強の介入を排しようとしたグラントの調停が、琉球の独立性を証明する重要証拠であった「琉米・琉仏・琉蘭修好条約」の法律上の価値を失わせたとする(ティネッロ・マルコ前掲書、pp. 282-295)。

49) ADPP, II, Vol.8, Minute of a conversation between the Ministers of the Foreign Office and Mr. Holcombe, Jan. 12, 1880, inco.1 in Seward to Everts, No.557 [sic; actually 562], Jan. 16, 1880.

えただろう。

以上に確認してきたように、総理衙門や李鴻章がグラントに期待していたのは、一貫して琉球処分と琉球復活という「公道」「公論」の堅持・是非曲直の明断であり、つまり仲裁裁判の形を取らずとも「公評」の目的が達せられることであった。その意味で清朝側が用いる「公評」は、西洋の「仲裁裁判」とはやはり異なる面がある。

ただし、グラントの役割に「調処」「調停」の語を用いたように、李鴻章らも「公評」と「調処」「調停」を一応区別して用いていた。しかも、日本訪問後のグラントの行動は清朝側の思惑に違うものであり、形式においても実質においても、グラントの「公評」は行われなかった。それは李鴻章もよく承知していた。にもかかわらず、日本の「分島改約」方針が伝えられると、李鴻章は急にグラントの提案を「私擬公評」と言い出した。それはなぜか。そしてそのことは日清の「分島改約」交渉にどのような影響を与えたのだろうか。第3章ではこの点を検討していきたい。

### 第3章 李鴻章の「私擬公評」発言とその影響

#### (1) 李鴻章の「私擬公評」発言

グラントの助言を受けた日本では、早くから清朝への琉球南部の割譲が考慮されていた<sup>50)</sup>。だが、一度日本領に組み込んだ土地を何の交換条件もなく清朝に割譲したのでは面目が立たない。そこで当時、西洋との条約改正交渉を進めていたことから、まだ本来の改定時期が来てはいない日清修好条規の改定を琉球南部割譲の引き換えとして要求した。

1880年3月4日、井上馨外務卿は太政官に「分島改約」の方針を提出し、まず竹添進一郎を李鴻章のもとに派遣し、その意向を探ることとした<sup>51)</sup>。3月9日には井上馨から宍戸公使に宛て、「分島改約」の方針と、竹添・李会談を待ってから総理衙門と交渉するよう指示した文書が発せられた。同時に清朝との交渉方針に関する宍戸への内訓書と増加条約案が作成され、竹添がそれらを携えて中国に渡った。増加条約案についていえば、その要点は、日清修好条規には最恵国待遇が規定されていなかったため、内地通商権をはじめとする西洋の在華権益への均霑を認めさせることと、西洋との条約改正がなった時に備え、他国が改正に同意した内容は清朝も改定に同意することを予め約束させることだった<sup>52)</sup>。

50) イギリス駐日公使代理のケネディは、1879年10月23日付の報告書で、伊藤博文が清朝に太平洋への通路を保障するため、琉球本島と南部との間に緯度にそって境界線を引くことを考慮していると述べたとする (Kennedy to the Marquis of Salisbury, No.187, confidential, Oct. 23, 1879, FO46/248)。その前日の10月22日に、井上馨外務卿が、日清の直接交渉を求めた総理衙門からの9月20日付文書 (外務卿の受領は10月11日) への回答を発しており、日本側では、清朝からグラントの周旋に基づく直接交渉が打診された時点で、グラントの示唆した通り、琉球南部割譲の方針であったことが分かる。

51) 『所属問題』第1「井上外務卿ヨリ太政大臣宛 (琉事存案)」明治13年3月4日, pp. 486-492。

52) 『日本外交文書』13巻, 井上外務卿ヨリ清国駐劄宍戸公使宛「章程改正並琉球案件開談ニ関シ内訓ノ件」及び附属書「3月9日付井上外務卿ヨリ清国総理各国事務王大臣宛回答書」, 「宍戸

この時期はイリ問題をめぐってロシアと清朝の緊張が一気に高まっていた時期であり<sup>53)</sup>、竹添に宍戸への内訓状や条約案を携行させたように、井上馨はこの情勢を利用し、竹添と李鴻章の会談後、すぐに宍戸に「分島改約」交渉を始めさせる方針だった。

3月26日、竹添が天津で李鴻章と会談し、「分島改約」の要求を伝えた。日清修好条規の締結交渉を担当し、日本に最恵国待遇を認めなかったのは、ほかならぬ李鴻章であり、当然、彼は日本が西洋の在華権益に均霑し、内地通商権を得ることに強く反対した。李鴻章は竹添に対し、条約増加はグラントの書簡に言及がなく、琉球問題にかこつけて要求するやり方は「清朝を脅制するもの」だと批判し、琉球問題とは別に商議すべきものだと主張した<sup>54)</sup>。日本に対する李鴻章の不信感は強く、竹添との会談内容を総理衙門に報告した際にも、日本が琉球問題に乗じて本来の改定時期よりも早く条約改定を実現しようと方針転換したことを、「まことに狡猾な変化」だと評していた<sup>55)</sup>。一方、日本側が清朝に琉球南部を割譲すると言ってきた点については、これらの地は琉球人に返すしかなく、それで後患がないわけではないが、事ここに至っては、他に解決策はないだろうと述べていた<sup>56)</sup>。これに対し総理衙門は、竹添の述べるように琉球南部を割譲して清朝に帰属させるのは難しい、と李鴻章に答えている<sup>57)</sup>。

4月4日、再び竹添と会談した李鴻章は、まず内地通商について、もし日本人に西洋人と同様、釐金免除などの特権をもって内地通商を許せば、華商の中に日本人を騙り釐金免除などの特権を悪用するものが現れ、清朝の財政に損害を与えることになるなどと述べ、改めて強く反対した。また、条約改定はグラント前大統領の書簡に言及がなく、本来の交渉課題とは別問題だとした。琉球分割については、清朝が争っているのは琉球の存続であって、南部を割譲されても清朝が受け取ることはできないと答えた。さらに李鴻章は、グラントが日本で「私に公評を擬した」内容は琉球南部の割譲（＝二分割案）ではなかったと言い出し、何公使からの書簡（1879年8月11日付）を示して、駐日アメリカ公使のビンガム（John Armor Bingham）とグラントが相談した結果として清朝に提示された案は、琉球南部を清

公使へ訓条案」、「宍戸公使へ内訓状並増加条約案」明治13年3月9日、pp. 369-373。

53) 1880年初め、清朝内部でリヴァディア条約を締結した崇厚に対する激しい非難が起こり、3月3日付の上諭で崇厚に斬監候の判決が下ると、露清の軍事的緊張が一気に高まった。イリ問題をめぐる露清の交渉過程については、I. C. Y. Hsü, *The Ili Crisis: a Study of Sino-Russian Diplomacy, 1776-1880*, Oxford: Clarendon press, 1965, pp. 78-196, 李恩涵『曾紀澤的外交』中央研究院近代史研究所、1966年、pp. 66-163を参照。イリ問題が清末中国の対外政策の画期となった点については、岡本前掲書、pp. 97-115、同「駐欧公使曾紀澤とロシア『金輶籌筆』を読む」（岡本隆司・箱田恵子・青山治世『出使日記の時代—清末の中国と外交』名古屋大学出版会、2014年所収）を参照。

54) 『所属問題』第1「竹添氏ヨリ井上参議宛（李鴻章ト琉球案件ニ付内談ノ状況）」明治13年3月28日、pp. 515-520、『李全集』訳署巻10「与日本委員竹添進一筆談節略」光緒6年2月16日（1880年3月26日）付、頁27-32。

55) 『李全集』訳署巻10「議案結法」光緒6年2月17日（1880年3月27日）、頁26-27。

56) 同上。

57) 『李全集』訳署巻10「勸竹添進京」光緒6年2月26日（1880年4月5日）、頁34。

朝領，北部を日本領とし，中部に琉球を復活させるものだったと，竹添に告げたのである<sup>58)</sup>。

李鴻章がグラントの提案は三分割案だったと言い出したことで，日本側は大いに慌て，急ぎビンガムとグラントに問い合わせ，彼らから三分割案は知らないと言質を取ったことはよく知られており<sup>59)</sup>，また三分割案の出所についても検討がなされている<sup>60)</sup>ので，ここでは李鴻章が三分割案に「私擬公評」の表現を使ったこととその影響について議論したい。

李鴻章が何公使から三分割案の報告を受けたのは，前年1879年の9月初めであった。その際の李鴻章の反応はといえば，同時期に届いたグラントやヤングからの書簡には三分割案への言及がないことから，「(三分割案は)彼らが裏で行った私的な議論だったのか，あるいは日本に密かに相談したもののまだ承諾を得られず決まっていないのか，そもそもアメリカ公使(ビンガム)が子峨(何如璋)をこの言葉で誑かしているのか，いずれも分かりません」というものだった<sup>61)</sup>。李鴻章のこの判断を受け，総理衙門も日本側に直接交渉を提案した際，三分割案には一切触れなかった<sup>62)</sup>。

三分割案に対する李鴻章の疑念は，今回の竹添との会談時にも消えていなかった。竹添との会談後，李鴻章は総理衙門への報告の中で，ビンガムとグラントが三分割案を密議したという件について，「グラント大統領は日本政府に言明していなかったのか，そもそもアメリカ公使が陰でこの議論をしたが，日本が承諾のサインをしぶったため，子峨の先の書簡に要点を記し，相互に確認できるようにしたのか。竹添の語気を見るに，聞いたことのない話を聞いたものようでした」と述べていた<sup>63)</sup>。

このように，李鴻章自身，交渉の基礎とするには三分割案は不確かだと考えていた。それにもかかわらず，ここにきて急に，しかも「公評」のような仲裁裁判の判決をイメージさせる強い表現で三分割案に言及したのはなぜか。三分割案への言及だけなら，総理衙門の指示も考えられる<sup>64)</sup>。だが，わざわざ「公評」の表現を使って三分割案に言及したのは，やはり露清間の緊張に乗じて「分島改約」を要求してきた日本に対し，グラントの権威に借りて抵抗するためだろう。確かに，琉球復活を含む三分割案なら，清朝のいう「公道」「公論」にも適うので，清朝側の論理からすれば「(私的な)公評」と言えなくもない。ただ，李鴻章が仲裁裁判を想起させる語をわざわざ用いたのは，単に二分割案に対抗するためだけでなく，やはり「分島改約」要求全体に抵抗するためだっただろう<sup>65)</sup>。なぜなら，先に見たように，

58) 同書，同巻「与日本委員竹添進一筆談節略」光緒6年2月25日(1880年4月4日)，頁35～38。

59) 西里前掲書，p. 346など。

60) 黄天『琉球沖繩交替考——釣魚島帰属尋源之一』三聯書店，2014年，pp. 259-270。

61) 『李全集』訳署巻9「密論何子峨」光緒5年7月22日(1879年9月8日)，頁44。

62) 前注31史料，および『清光緒朝中日交渉史料』巻1「総理各国事務衙門奏美統領格蘭忒在日本商辦琉球事情摺」光緒5年8月初5日(1879年9月20日)付，頁34。

63) 『李全集』訳署巻10「勸竹添進京」光緒6年2月26日(1880年4月5日)，頁35。

64) たとえば西里前掲載書(p. 344)は，総理衙門が二分割案に反対であったため，李鴻章は三分割案に言及したとする。

65) たとえば我部前掲論文(p. 34)も，条約改正を主目的とする日本への牽制策であり，琉球処分の否定を意図したものと見なしている。

この時点では李鴻章も琉球問題の解決は二分割案しかないと考えており、彼の中でより問題だったのは、「分島」の見返りとして「改約」が要求されたことだったからである。清朝の多難に乗じ、「分島」と「改約」の外交的取引を強制しようとしている日本に対し、琉球問題と条約改定を切り離し、前者だけを日本に譲歩させて解決するには、ただ三分割案を提起するだけでは不十分である。「公評」の語を使うことで、琉球問題がすでに仲裁裁判にも比すべきグラントの判断のもとにあると主張し、これを外交的取引に利用しようとする日本を牽制しようとしたのではないだろうか。

残念ながら李鴻章の「私擬公評」発言の真意を直接示す史料は見つけられなかったため、以上は推論に過ぎない。だが、その真意はともかく、李鴻章の発言が日本側に与えた影響が、単に琉球の二分割案と三分割案の対立というものに止まらなかったのは事実であった。以下、その点を確認しよう。

## (2) 「私擬公評」発言の影響

李鴻章側の史料の「私擬公評」に対応する表現は、竹添が井上外務卿に送った会談記録<sup>66)</sup>には見えない。だが、「三分割案はグラントによる仲裁裁判の判決案」という意味合いは、確かに日本側に伝わっていた。それは、竹添より三分割案について報告を受けた宍戸公使の、次のような反応から確認できる。宍戸は竹添から清朝との交渉を指示した井上外務卿の内訓状などを見せられたが、4月14日付の文書<sup>67)</sup>で、二分割案と三分割案の齟齬を理由に清朝との交渉開始を遷延すべきだと進言し、まずグラントの「錦囊ノ秘策」を確認することを求めて、次のように述べた。

格蘭脱氏書面ヲ細看スルニ、二島割愛ニテ支那ハ折合ヘクトノ意味ハ見出シカタク、何トナレハ、両国大臣商議ノ上、其意見合ハサル事アレハ、別ニ一國ニ請フテ公ヲ乗り議辨シ、両国トモ各々其中裁ニ遵行スヘシトアレハ、蓋シ二島割愛ニテモ折合ヒ方相調ハサレハ、仲裁國ニ別ニ一種ノ錦囊秘策アルヘシトノ意味有之ハ、不待論コトニ付キ、格蘭脱ノ米公使ビンナム氏ト商議シタルモ相違ナキ事ナルヘシト思ハル<sup>68)</sup>。

「格蘭脱氏書面」云々とは、前年8月13日付のグラントの書簡のなかで日清交渉がまとまらなかった場合に仲裁裁判に付託するよう提案されていたことを受けている。つまり宍戸は、今回の李鴻章の発言をこのグラントの仲裁裁判提案と関連づけて解釈し、三分割案とは将来の仲裁裁判に備えたグラントの「錦囊ノ秘策」ではないかと懸念したのである。李鴻章の「私擬公評」発言を「グラントによる仲裁裁判の判決案」という意味で宍戸が捉えたからこそその懸念である<sup>69)</sup>。

66) 『所屬問題』第1「竹添氏ヨリ井上参議宛(琉球三分説)」明治13年4月5日、pp. 522-530。

67) 同書、同巻「宍戸公使ヨリ井上外務卿宛(三分説ハ我二分説ト齟齬スルニ付遷延策ヲ講スル件)」明治13年4月14日、pp. 538-547。

68) 同上、pp. 545-546。

69) 第2章で確認したように、日本側は早くから清朝に仲裁裁判付託の意向があるとの懸念を抱

一方、三分割案の報告を受けた井上外務卿は、すぐさまビンガム公使に真偽を問い合わせ、4月12日に口頭で、20日には文書で、ビンガムから三分割案をグラントと相談したり何公使に提案したりしたことはないとの回答を得た<sup>70)</sup>。その間、4月17日には廟議で「分島（二分割）」と「増約（改約）」の方針で日清交渉を開始し、北京で宍戸に交渉させることを決定した。ビンガムから文書で回答を得た20日には、井上外務卿は宍戸に文書を発してビンガムの回答を伝え、交渉を補佐するため井上毅を派遣すること、竹添より受け取った訓状・内訓状や井上毅が持参する文書に従い、清朝と交渉するよう指示した<sup>71)</sup>。井上外務卿は早々に三分割案を根拠なしと看做し、依然として「分島改約」交渉をすぐさま開始する方針であった。

だが、5月8日に井上毅が北京に到着し、改めて清朝との交渉開始を指示されたにも関わらず、宍戸は5月12日付の文書で再び交渉開始の遷延を主張した<sup>72)</sup>。宍戸も三分割案が何公使の誤伝だとする見方には同意したが、今度は、琉球問題と関係ない「増約」をあわせて要求すれば、仲裁裁判になった場合に仲裁者に対日不信を抱かせ、裁判で清朝が有利になると訴え始めた。そこで宍戸は、何公使の文書撤回を要求して交渉開始を遷延し、その間に仲裁者となる人物、すなわちグラントに、日本がいま「増約」を求めることを納得させる必要があるとした<sup>73)</sup>。宍戸は5月19日付の井上外務卿宛文書でも、露清間の緊張に乗じ「増約」を琉球問題にからめて要求することが、清朝だけでなく仲裁者の心証を害し、かえって条約改定を遅らせることになるとした。すなわち「中裁相成候節、中裁人ヨリモ我邦ヲ非理ト被見做候テハ、国辱ハ申迄モ無之処、此後条約改正期限迄ハ我ヨリ再ヒ提出ハ相成申間敷候」との心配である<sup>74)</sup>。さらに宍戸は、①今回の談判では「増約」には言及しない、②グラントに「分島増約」をセットで要求することを納得させ、仲裁裁判になった場合に備える、③公使は訓状に従うだけでよく、事の成敗は政府の判断に任せる、この3つのうちのどれか指示し

---

いていたが、ここでの宍戸の反応は、三分割案とグラントの仲裁裁判を結び付けており、李鴻章の言う「私擬公評」を踏まえたものと考えられる。

70) 『所属問題』第1「井上外務卿ヨリ米国公使宛（琉球三分説ニ関シ「グラント」將軍ト相談ノ上清国公使へ談話シタルコトアリヤ問合ノ件）」明治13年4月19日、pp. 561-563、「米国公使ヨリ井上外務卿宛（琉球三分説ニ関シ「グラント」將軍ト相談シタルコトモ清国公使へ話シタルコトモナキ旨回答）」明治13年4月20日、pp. 564-567。

71) 同書、同巻「井上外務卿ヨリ宍戸公使宛（琉球三分説ハ無根ノ義ナル旨内信）」明治13年4月20日、pp. 568-572。なお、藤村前掲載論文（p. 8）は、井上外務卿から宍戸への第2内訓状で清朝がグラントの仲裁裁判を要求しても「容易ニ応セザル」ことを命じたことに言及するが、なぜそうした発言が出てきたのかの説明はない。また、同時期に井上馨は太政大臣の三条実美に対し、已むを得ない場合は清朝側の要求に応じ、グラントへの仲裁裁判付託を認める考えを述べており、井上もグラントの書簡に仲裁裁判の提案がなされていたことに苦慮していたようである。『梧陰文庫井上毅文書（マイクロフィルム版）』Reel No.12, 外務卿井上馨より太政大臣三条実美宛書簡, No.586, 明治13年4月19日。

72) 『所属問題』第1「宍戸公使ヨリ井上外務卿宛（清政府ヲシテ先ツ公文撤回ヲ為サシメ派員スヘキ順序ニ関スル件）」明治13年5月12日、pp. 596-608。

73) 同上、pp. 602-603。

74) 『所属問題』第1「宍戸公使ヨリ井上外務卿宛（琉球問題交渉方策ニ関シ何ノ件）」明治13年5月19日、pp. 609-610。

てほしい、と述べている<sup>75)</sup>が、要するに、交渉がまとまらず仲裁裁判になった場合の勝算がなければ、交渉は始められないという意見であった。

宍戸が「分島改約」方針に異を唱え、井上毅がその説得に苦勞したことは先行研究の述べる<sup>76)</sup>だが、宍戸が反対したのは、日清の紛争が仲裁裁判に付託される可能性を考慮したところが大きい。グラントの書簡の仲裁裁判への言及と、それを宍戸に想起させた李鴻章の発言が、日本側の交渉関係者にいかに影響を与えていたのかが分かる。李鴻章の三分割案への言及については、これまで二分割案と三分割案の対立の面にしか注意が向けられてこなかった。だが、グラントによる仲裁裁判の可能性を示唆したことの方が、とくに宍戸に与えた影響は大きかったのである。

結局、日本側は「分島改約」方針を堅持するため、グラントに二分割案を確認するだけでなく、日本がこの機に条約改定要求を行うことへの理解も求めることになった。そこで6月19日に吉田駐米公使がグラントと会談した。吉田は、グラントが三分割案を提案したことはないことを確認するとともに、さらにグラントから以下のような発言があったとする。すなわち、琉球南部の割譲を受ける以上、清朝も譲歩するのは当然だが、割譲が無くても隣国として「泰西各国に譲るものは悉く日本へも譲ること当然なりとまで確言」したという<sup>77)</sup>。グラントが日本の「分島改約」方針を承認したことは、6月24日付の電信で吉田から井上外務卿に伝えられた<sup>78)</sup>。そこで井上は、6月28日に従来の方針通り宍戸に「分島改約」交渉を開始させることを左大臣・熾仁親王に報告<sup>79)</sup>、翌29日付で、琉球問題交渉の全権を宍戸に委任するとの総理衙門宛の回答書を正式に発した<sup>80)</sup>。吉田からの報告内容を知らされた宍戸も、仲裁裁判になった場合の見込みが立ったことに安堵し<sup>81)</sup>、宍戸が北京で交渉を担当すること、何公使の文書撤回は要求しないことなどを伝える井上外務卿の回答書を7月26日に総理衙門に手渡し、琉球問題の交渉開始を求めた<sup>82)</sup>。これに対し、清朝側では総理衙門に交渉を命じ

75) 同上, p. 611。

76) 山下重一前掲書, pp. 205-208, 五百旗頭前掲書, pp. 114-116を参照。ただし、前者は仲裁裁判となった場合を憂慮して「分島改約」方針に反対する宍戸の言葉を引用しているが、宍戸がなぜそこまで仲裁裁判を警戒したのかは論じておらず、後者は仲裁裁判をめぐる議論に言及していない。

77) 『吉田清成関係文書3 書翰篇3』(思文閣出版, 2000年)「井上馨宛書翰」明治13年6月21日, p. 309。

78) 『所属問題』第1「井上外務卿ヨリ左大臣宛」附属別紙丁号, p. 622。

79) 同書, 同巻「井上外務卿ヨリ左大臣宛(総理衙門ヘノ回答案ニ付上申ノ件)」明治13年6月28日, pp. 618-619。

80) 『日本外交文書』13巻, 井上外務卿ヨリ清国総理各国事務王大臣宛「琉球案件商辦ニツイテ宍戸公使ニ全権委任セラレタル旨回答ノ件」明治13年6月29日, p. 375。

81) 『所属問題』第2「宍戸公使ヨリ井上外務卿宛(琉球問題交渉方ニ関シ疑義ノ点ニ付伺)」明治13年7月28日, p. 12。なお、宍戸は総理衙門との正式交渉が始まってからも、第二回の会談時に、交渉が決裂して仲裁裁判に頼ることになったら両国の体面に拘わると発言し(同書, 同巻, pp. 44-45), 後に井上馨に失策だと叱責されている(同書, 同巻, pp. 81-82)。わざわざこのような発言をしてしまうところにも、宍戸の仲裁裁判に対する懸念が表れている。

82) 同上, p. 14。

る上諭が下り<sup>83)</sup>、8月18日から総理衙門と宍戸の間で正式な外交交渉が始まることとなった。

井上馨が「分島改約」の方針を固め、宍戸への訓状などを準備したのが3月9日。4月17日には廟議で「分島改約」の交渉方針が決定された。にもかかわらず、宍戸が交渉を担当することが総理衙門に伝えられたのは7月末で、実際の交渉が始まったのは8月であった。交渉開始までに時間を要したのは、これまで述べてきた経緯からも明らかなように、李鴻章がグラントの「私擬公評」として三分割案に言及し、日本側に「分島改約」方針をめぐる意見の対立が起こったからである。李鴻章が日本の「分島改約」要求に抵抗するため三分割案を持ち出した時、どこまでの計算や見通しがあったのかは分からない。ただ、日本側で交渉方針をめぐる議論が行われていた間に、日本が乗じようとしていた露清間のイリ問題も大きな動きを見せていた。新たに駐露公使に任じられた曾紀澤が7月末にペテルブルグに到着し、ロシアとの条約交渉再開に向け、8月4日から活動を始めていた<sup>84)</sup>。琉球問題をめぐる日清の正式交渉は、こうした情勢のもとでスタートしたのである。

#### 第4章 「分島改約」交渉

琉球問題をめぐる日清の交渉は、一旦は「分島改約」で妥結するかに見えたが、清朝側が翻意し、条約が不成立に終わった経緯については、すでに多くの研究がある。清朝側の翻意の原因について、近年では、李鴻章の「分島」に対する態度の急変と彼の翻意に琉球人の分島反対・救国請願運動が影響を与えたことが重視されている。すなわち、交渉開始間もない時点では、割譲される琉球南部に琉球王国を復活させることを主張していた李鴻章が、南部だけでは琉球王国は復活できないとする亡命琉球人の哀訴を受け、交渉妥結直前の10月19日に態度を急変させた。だが総理衙門は宍戸と条約案を取りまとめてしまい、日露提携を防ぐため条約調印を主張する総理衙門に対し、李鴻章らが反対する調印可否論争が起こった、というものである<sup>85)</sup>。

ただ、そうした研究では、議論の重点が清朝官僚の「分島」への対応に置かれる傾向にある。第3章で確認したように、李鴻章の「私擬公評」発言によって日本側では「分島改約」方針をめぐる意見の対立が起こった。では、総理衙門と李鴻章は「分島改約」のセットについて、どのように考えていたのだろうか。ここでは「分島改約」に対する李鴻章と総理衙門の姿勢を中心に検討してみたい。

日清の交渉開始後、まず宍戸が8月24日に「分島改約」の要求を総理衙門に提出した。その内容を総理衙門から伝えられた李鴻章は、8月28日付の返書で、次のように意見を述べた。

83) 『清光緒朝中日交渉史料』巻2「軍機処伝知総理各国事務衙門辦理琉球事件上諭片」光緒6年6月24日(1880年7月30日)、頁2。

84) 李恩涵前掲書、p. 119。

85) 西里前掲書、pp. 370-389。

まず「分島」について、竹添が南部2島は琉球全体の半分に相当すると述べていたことを根拠に、南部を琉球に返還して琉球王を駐在させ、それによって宗祀を存続させれば、日清両国の体面も保てるとした。一方「改約」については、「条約を斟酌して条文を加えることは、来年の修改時期を待って改めて議論するのを許す」べきだとした。そして最後に「もしこの議論に基づいて一旦けりをつけることができたなら、あるいはロシア人のほかに別の敵をつくることはないでしょう」と述べていた<sup>86)</sup>。つまり、「分島」と琉球復活によって日本との紛争を一旦収束できれば、日露両方面に敵を抱える危機を回避できるかもしれない、というものだった。日露の結託を恐れていた当時の清朝では、通商面で日本に譲歩（つまり「改約」を認める）すべきだという張之洞のような意見もあった<sup>87)</sup>が、李鴻章は「分島」を受け入れることで日清の紛争をとりあえず解決させることを考えており、「改約」は本来の条約改定時期に行うべきだという主張は一貫していた。

総理衙門は9月3日に宍戸に回答書を渡し、その内容は李鴻章にも伝えられた。総理衙門の回答書の内容は次のようなものであった。まず日本の求める「一体均霑」（西洋の有する条約権利への均霑）について、日清関係と清朝と西洋との関係は性質が異なるとし、日清修好条規を西洋との条約と悉く同じにする必要はないとする。そして、日本に西洋と同じ権利を与えることは絶対に出来ないとは言わないが、日清修好条規は日清の権利を双務的に規定しており、待遇に差別はないとした。つまり、日本側が日本と西洋との同待遇を求めるのに対し、総理衙門は日清の権利を対等とした日清修好条規の基本的性格を堅持して反対したのである。また、条約改定は来年の改定時期に議論すべきだとした。「分島」に関しては、清朝に領土的野心はないので、もし南部2島が清朝に帰することになった場合、「中国がその後どのように君長官吏等を設置するかは、中国が主宰すべきである」とし、この点を予め明言しておくというものだった<sup>88)</sup>。基本的に李鴻章の意見を踏まえた回答だと言えよう。

だが、総理衙門の回答書を見た李鴻章は、9月3日付の返書で、「君長官吏を設置するとの一節は、（琉球を復活させるための）方法を内に隠し含んでいます。外務省の承諾を待ってはじめて議論を定めることができます。琉球王は東京に留め置かれており、これを元に戻すのはおそらく難しいでしょう。別に酋長を立てるにしても、賢者を選んで置くのもとても容易ではありません」と、琉球復活が現実には難しいと言いつつ出た。また、条約の改定時期は明年ではなく光緒8年（1882年）の誤りであると指摘した<sup>89)</sup>。

なぜわずか数日で李鴻章の意見が変わったのか、はっきりとした理由は分からない。この間に、琉球復活の困難について、何らかの追加情報を得た可能性は否定できない。ただ、こ

86) 『李全集』訳署巻11「商改俄約兼論球案」光緒6年7月23日（1880年8月28日）、頁29。

87) 苑書義ほか主編『張之洞全集』（河北人民出版社、1998年）第1冊、奏議2「謹陳海防事宜摺」光緒6年7月初10日（1880年8月15日）、p. 51。

88) 『所屬問題』第2「宍戸公使ヨリ井上外務卿宛（9月3日総署大臣ト会見ノ状況報告）」附屬「別紙」、pp. 67-69。

89) 『李全集』訳署巻11「俄防漸解並議球事」光緒6年7月29日（1880年9月3日）、頁32。

の9月3日付の返書は、まずイリ問題の平和的解決の見通しを伝える複数の情報に言及し、ロシアに対する特別な軍事的警戒の必要がなくなったことを述べていた<sup>90)</sup>。この点も考え合わせると、日露両方面での危機を避けるため「分島」を受け入れ、それを琉球復活という清朝の主張とすり合わせようとしていた李鴻章としては、ロシアとの緊張が解けるなら、急いで琉球復活につながるかどうか怪しい「分島」を受け入れる必要はない。李鴻章がグラントの周旋後、日本との交渉に乗り気でなかったことは、駐天津アメリカ領事のデニーや竹添が証言している<sup>91)</sup>。また、李鴻章自身、上海道台の劉瑞芬に宛てた書簡のなかで、「日本公使は急に乗じてみだりに琉球のことを論じているが、表面だけ調子を合わせて、他に問題が派生しないようにしなければならない」と述べていた<sup>92)</sup>。グラントから期待したような協力（＝琉球処分を否定する発言）が得られず、清朝側にはこれといった対応策もなかったのだから、李鴻章としては琉球復活の原則を堅持し、イリ問題が落ち着くまで交渉を引き延ばすしか手はなかっただろう。

一方、琉球問題の交渉を命じられた総理衙門は、何らかの形で交渉をまとめなければならなかったし、日露の提携も避けねばならなかった<sup>93)</sup>。宍戸が改約交渉が緒についてから南部2島の割譲を議論したいとした<sup>94)</sup>ため、総理衙門はまず日本が重視する「一体均霑」について対応した。9月11日の会談で総理衙門は、「一体均霑」に「相酬条項の相互遵守」を条件とすることを主張し、宍戸もこれを受け入れた<sup>95)</sup>。そこで総理衙門は「一体均霑」の件は緒についたとし、ほかの問題（「分島」問題を指すだろう）の討論開始を提案した<sup>96)</sup>が、その後、「相酬条項の相互遵守」について、宍戸と総理衙門の認識が大きく異なっていたことが明らかとなる。

宍戸は総理衙門のいう「相酬条項の相互遵守」を、相互報酬について特別の規定がある第三国の権利に均霑しようとする場合にのみ、日清間でも相互報酬の規定に従わなければならないという意味に捉えていた。これは日本側が用意した「増加条約案」にも含まれており、宍戸は問題ないと判断した<sup>97)</sup>。だが、総理衙門の意図していたのは、日清が均霑を望むすべ

90) 同上、頁31～32。

91) 前注44史料、『所属問題』第2「竹添天津領事ヨリ井上外務卿宛（李鴻章ニ面会琉球三分説ハ「グラント」將軍ノ意志ニ非サル旨陳述）」明治13年8月4日、pp. 21-25。

92) 顧廷龍・戴逸主編『李鴻章全集』（安徽教育出版社、2008年）32巻「復江蘇上海道劉瑞芬」光緒6年9月初3日（1880年10月6日）、p. 613。

93) 正式交渉に入る以前から、清朝内の論調は日本の提案する「分島改約」案を受け入れて琉球問題の解決を目指す方向にあったが、さらに宍戸側が日露提携を仄めかしていたこともあり、日露提携への危惧は依然として強かった。西里前掲載書、pp. 348-352, 366-370。

94) 『所属問題』第2「宍戸公使ヨリ井上外務卿宛（二島分割セバ清国ハ之レニ中山王ヲ冊立スヘシトノ件）」明治13年9月10日、p. 71。

95) 同書、同巻「宍戸公使ヨリ井上外務卿宛（9月11日総署大臣ト会見ノ状況ニ関スル件）」附属「宍戸公使総署大臣ト対話記事」明治13年9月11日、p. 94。

96) 同書、同巻「宍戸公使ヨリ井上外務卿宛（9月11日総署大臣ト会見ノ状況ニ関スル件）」附属「別紙」光緒6年8月初9日（1880年9月13日）、p. 97。

97) 同書、同巻「宍戸公使ヨリ井上外務卿宛（9月11日総署大臣ト会見ノ状況ニ関スル報告）」明治13年9月15日、pp. 87-88。

での権利について、日清間に相互報酬を認めなければならないというものだった。具体的にいえば、西洋諸国の有する中国での内地通商権に日本が均霑するためには、日本も清朝に対し日本における内地通商を認めなければならないということである。外国人に日本内地での通商を認めることなどできない当時の日本としては、これでは最恵国待遇は名ばかりで、実際には西洋の在華内地通商権に均霑することはできなくなってしまう<sup>98)</sup>。

では、総理衙門は最恵国條款を骨抜きにするこの対抗策をどのようにして考えついたのでろうか。実は、これは李鴻章がブラジルとの交渉で用いた策だった。当時、李鴻章はブラジルとの条約締結交渉を担当しており、ブラジルもまた日本と同じく最恵国條款の挿入を強く求めていた。そこで李鴻章は、日本と各国との条約改正案に含まれていた「相互報酬」の規定を参考に、「相互報酬の専門条項か専門条約を（清とブラジルが）相互に遵守してはじめて、他国に与えられた優待に均霑することができる」と条約に明記し、ブラジルが均霑できる範囲を制限したと、総理衙門に報告していた<sup>99)</sup>。李鴻章の報告は9月1日付であり、時期的に見ても総理衙門が参考にしたのは間違いなからう。

結局、この条文の問題点に気付いた宍戸が強く反対し、日本の条約案の通り、相互報酬が特に規定されている権利に均霑する場合にのみ、日清間でも相互報酬の規定が適用されることとなった<sup>100)</sup>。

「改約」の議論に目処が立つと、今度は琉球南部2島の割譲が議題となった。そこで総理衙門は、琉球王族・尚氏の血族を南部に冊立すべく、その所在を尋ねて日本側の意向を探った<sup>101)</sup>。さらに、10月11日付の宍戸宛文書で、「議論した条約の追加等の件は、みな琉球問題より起こったこと」であり、もし南部に対する清朝側の措置の自由を認めないならば、「両月以来お互いに議論してきたことは、必ずや筆舌を無駄に費やす結果を招くだろう。実にこのことを先に言明せざるを得ない。各件について商議する一方、貴大臣（宍戸）には迅速に貴国外務卿に報告し、迅速に回答を与えられたい」云々と伝えた<sup>102)</sup>。要するに、割譲された南部に清朝が琉球王族を冊封するのを認めなければ、それまで議論した「改約」も認めないと脅したのである。同時に外務卿への報告とその回答を求めているように、9月3日付の文書で李鴻章が懸念した点——琉球復活には外務省の承諾を要することと、新しい琉球王の人選の困難——を、総理衙門は日本の重視する「改約」との取引という形で解決しようとしたの

98) 同書、同巻「宍戸公使ヨリ井上外務卿宛（9月25日総署大臣ト会見ノ状況ニ関スル件）」明治13年9月29日、pp. 107-108、附属「別紙」pp. 114-115、「宍戸公使総署大臣ト対話記事」明治13年9月25日、pp. 117-124。

99) 『李全集』訳署巻11「論巴西定約」光緒6年7月27日（1880年9月1日）、頁30。なお、翌1881年に調印された清・ブラジル条約では、相互報酬条項は、相互報酬がとくに規定されている権利に均霑する場合にのみ限定されている。

100) 『日本外交文書』13巻、清国駐劄宍戸公使ヨリ井上外務卿宛「総理衙門ニ於ケル談判終了ノ模様報告ノ件」、明治13年10月22日、附属「加約」案第1款、p. 379。

101) 『所属問題』第2「宍戸公使ヨリ井上外務卿宛（条約案ヲ総署大臣ヘ交付シタル件）」明治13年10月13日、附属別紙丙号「10月7日総理衙門大臣来館対話筆記」、pp. 147-152。

102) 同上、附属「別紙己号」、pp. 157-158。

である。

だが、日露結託を憂慮する清朝の事情を知っている日本側は、強気の姿勢を崩さなかった。宍戸は尚氏一族を琉球に戻すことを認めず、向氏の冊封を提案し、また外務卿への報告も認めなかった<sup>103)</sup>。そこで総理衙門は李鴻章に宍戸の提案（向氏冊封案）を伝えた。これ以降の流れは先行研究に詳しい<sup>104)</sup>ので、ここでは要点のみを記す。李鴻章は総理衙門に対し、宍戸の言及した「向氏」とは具体的には亡命琉球人の向徳宏が該当するが、その向徳宏が南部のみでは琉球復活はできないと訴えており、「分島」を受け入れても意味がないと答えた。そして、「内地通商・均霑の実利をもって辺境の無用の荒地と取り換えるなど、義においてどうして選択しましょうか」と述べ、交渉妥結の先延ばしを要請した<sup>105)</sup>。だが、総理衙門は「分島改約」条約を宍戸と取りまとめ、条約の調印を上奏、これに対し賛成・反対の両論が起る。そこで上諭により李鴻章に意見が求められた。李鴻章は「分島」と「改約」の問題点を述べ、交渉妥結を急がず、ロシアとの交渉の推移をみて条約批准の可否を決めるよう求めた。その後も議論は続いたが、その間にイリ問題を解決するペテルブルグ条約が成立した。結局、清朝は「分島改約」条約の調印を回避することとなった。

以上、「分島改約」をめぐる日清交渉について確認してきたが、最終段階を除けば、総理衙門が李鴻章の意見を踏まえながら交渉していたことが分かる。総理衙門は李鴻章が最も反対する最恵国待遇・内地通商について、ほかならぬ李鴻章が採った「相互報酬」方法を参考に抵抗を試みたとし、「分島」・琉球復活についても、李鴻章の懸念を踏まえて対応しようとした。だが、それらはしよせん具体的対処の面での一致であって、そもそも李鴻章が琉球問題を「改約」に波及させることに反対だったのに対し、総理衙門は「分島」の前提として「改約」交渉に応じ、さらに「改約」と琉球復活とを取引しようとした。すでにその時点で両者は認識を異にしていたと言える。その背景には、日露提携の可能性や日本自体に対する両者の認識の相違があるのだろうが、ここでは李鴻章における「分島」・琉球復活と「改約」の関係性の変化について確認したい。

というのも、条約締結の是非をめぐる議論において、李鴻章は、もし日本が琉球王の返還、中・南部における琉球の復活を認めるなら、「改約」を認めることもできると言い出したのである<sup>106)</sup>。そして1881年3月に下された上諭は、「改約」が琉球問題から起こったものであり、中国は琉球の存続を重んじるので、琉球問題の解決後に通商について議論するよう、総理衙門に命じたのだった<sup>107)</sup>。琉球復活が条約改定交渉の前提条件となったのである。以後、清朝側はこれを方針としたため、「分島改約」方針を定めた日本が、かえってその重点であった

103) 同上、附属「別紙辛号」、pp. 162-165。

104) 西里前掲載書、pp. 371-389。

105) 『李全集』訳署巻11「請球案緩結」光緒6年9月16日（1880年10月19日）、頁37-38。

106) 『李全集』奏稿巻39「妥籌球案摺」光緒6年10月初9日（1880年11月11日）、頁3。

107) 『清光緒朝中日交渉史料』巻2「上諭」光緒7年2月初6日（1881年3月5日）、頁38。

条約改定において窮地に陥ることとなった<sup>108)</sup>。

琉球問題とあわせて条約改定を交渉することに反対だった李鴻章が、総理衙門の方針との議論と調整を経て、逆に琉球復活を条約改定の前提条件として日本に抵抗するようになったのは興味深い。このような方針の転換は、それだけ李鴻章はじめ清朝が琉球復活を重視していたからともいえる<sup>109)</sup>。もっとも、現実には琉球復活による日清間の問題の解決は成らなかった<sup>110)</sup>が、清朝が属国存続という原則・「公道」の堅持をすることと「改約」の延期とを両立させることにつながった。

ところで、李鴻章は日本の「分島改約」方針を「脅制」とまで呼んで非難していたが、宍戸の懸念に反して、日本のこのやり方を「公評」に訴えようとはしなかった。李鴻章は竹添から最初に「分島改約」の要求があった際、前年のグラントとのやり取りの中で、条約の不都合な部分は改定すべきとの助言があったと総理衙門に報告しており<sup>111)</sup>、グラントの仲裁裁判に付託しても、清朝側が不利だと感じていたようである。実際、グラントは日本の「分島改約」方針に理解を示しており、李鴻章の判断は間違っていなかったと言える。結局、清朝は日本の「分島改約」要求に対し、グラントの「公評」（仲裁裁判）ではなく、琉球復活という「公道」の堅持によって抵抗することになったのである。

## おわりに

本稿では琉球処分後の日清交渉について、李鴻章の用いた「私擬公評」を手掛かりに、「公評」あるいは仲裁裁判制度が与えた影響を確認した。清朝側の言う「公評」とグラントや日本側の想定する仲裁裁判とは内容にズレを有しつつも、仲裁裁判という制度が日清間でも常に意識されるものとなっており、それゆえにそれぞれの言動が相互に大きな影響を与え合うものであったことが明らかとなったであろう。

また、日清交渉の基礎となっていたグラントの書簡に仲裁裁判の提言があったからとはいえ、日本側関係者は琉球問題が仲裁裁判に付託される可能性を真剣に考慮していた。清朝側の仲裁裁判付託要求を一切拒否した20世紀初めとは異なる、当時の日本の仲裁裁判制度への態度・姿勢をうかがうことができる。

一方、清朝側は日本側の懸念にも関わらず、実際にグラントの仲裁裁判に頼ることはなかった。これは清朝側の言う「公評」が、仲裁裁判そのものではなく、日本の琉球処分を否定し琉球の存続という「公道」を堅持する「公論」の形成にあったからであり、琉球処分を前提に日清の利害調整を図るグラントの方針は、それに合わなかったからである。結局、清

108) 多田前掲論文, p. 64。

109) 同上。

110) 分島改約条約不成立後から日清戦争までの日清交渉については、多田前掲論文および西里前掲書, pp. 412-491。

111) 『李全集』訳署巻10「議球案結法」光緒6年2月17日(1880年3月27日), 頁27。

朝は琉球復活を条約改定の前提条件とするという、「公道」の堅持をもって日本に抵抗することになった。

だが、日清戦争によってその方策も破たんする。日本は軍事力によって台湾を割譲させ、琉球の帰属問題はそれによって自然消滅した。また、日清修好条規が無効となり、下関条約第6条には日本に最恵国待遇を認める通商航海条約を締結することが規定された。これにより、日本の求めてきた条約改定が実現するわけだが、ここで興味深いことに、李鴻章は下関講和会議の場で、今度は仲裁裁判制度を用いて最後の抵抗を試みていた。すなわち、下関条約の中にいわゆる仲裁裁判条項を挿入させようとしたのである。李鴻章が提案した仲裁裁判条項とは、下関条約および下関条約に基づいて今後締結される日清通商航海条約について、その解釈や遵守をめぐる日清間に見解の相違が生じた場合、これを仲裁裁判に付託すること、もしその仲裁人の選定について日清間に合意が成らなかった場合、アメリカ大統領が仲裁人を選び、日清両国はその仲裁人の裁定に従うこと、というものであった<sup>112)</sup>。仲裁裁判条項の挿入は当時の世界的潮流であるが、いわゆる法律的・技術的問題を仲裁裁判によって解決しようとする姿勢は、従来の「公評」要求とは明らかに異なっている。日本側の反対により、下関条約への仲裁裁判条項の挿入は成らなかったが、ここに仲裁裁判に対する李鴻章の態度の変化を見ることができよう。日清戦争によって北洋海軍を失い、最後の朝貢国を失った清朝が、分割の危機の中、更なる発展を遂げつつあった仲裁裁判という制度を、どのように利用しようとしたのか。次の検討課題としたい。

112) 『日本外交文書』28巻第2冊、清国媾和全権ヨリ日本媾和全権宛「清国全権我提案ニ対スル修正案提示ノ件」明治28年4月9日、附属書「我提案ニ対スル清国修正案」第11款、p. 351。

